

平成 29 年度 自家用燃料供給施設整備支援助成事業 助成金交付要綱

(公社)福岡県トラック協会

[目的]

第 1 条 燃料価格の高騰に対応し、燃料の安定的な確保に取り組むため、自家用燃料供給施設の設置を促し、安定した輸送サービスの提供、事業経営の安定に資するとともに、緊急時における軽油燃料の確保を図ることを目的とする。

[定義]

第 2 条 軽油専用タンク（埋設型）の設置を伴う、自家用燃料供給施設の新設、増設または増設に伴う代替及びインタンク内のコーティングに係る費用の一部を助成するものとする。

[助成対象]

第 3 条 (公社)福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業者で災害等の緊急時に県ト協より優先的な軽油の供給要請があった場合に対応可能な事業所を対象とする。

但し、過去に当事業や(公社)全日本トラック協会の「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」及び国の「自家用燃料供給施設の導入に対する補助」の助成を受けた事業所は、対象外とする。なお、同様の他団体の助成事業との併用は不可とする。

また、次に掲げたものについては、本助成事業の対象外とする。

- (1) 軽油専用タンク（埋設型）の設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- (2) 自家用目的以外の転売・貸与する軽油供給施設の新設
- (3) 既存の軽油専用タンクの修復・改良（インタンク内のコーティングを除く）
- (4) 中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設

[助成対象期間]

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までに、当該自家用燃料供給施設の完成検査済証の交付を受けるもの。

[助成金額]

第 5 条 助成金額は次の通りとする。

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 軽油供給施設の新設（設置 1 か所分のみ） | 500,000 円 |
| (2) 軽油専用タンクの増設、増設を伴う代替（1 基分のみ） | 300,000 円 |
| (3) インタンク内のコーティング（1 基分のみ） | 150,000 円 |

※ただし、助成対象期間内に申請が予算総額を超過した際には、1 件あたりの助成金額を減額する場合がある。

[申請方法]

第6条 会員は、「申請書」(様式1)または「申請・実績報告書」(様式2)により、申請を行う。助成は「申請書」または「申請・実績報告書」の先着順とし、申請が予算枠に達した場合、申請受付を終了する。

(1) 申請(施設未完成)の場合の提出書類

- ①「申請書」(様式1)
- ②施設工事契約書(写)または注文書・注文請書(写)
- ③危険物取扱所の設置許可申請書(写)または変更許可申請書(写)
- ④様式4「緊急時における軽油供給対応に係る誓約書」

(2) 申請・実績報告(施設完成済)の場合の提出書類

- ①「申請・実績報告書」(様式2)
- ②施設工事契約書(写)、または注文書・注文請書(写)
- ③危険物取扱所の設置許可申請書(写)または変更許可申請書(写)
- ④施設整備に伴う以下の図面等(写)
 - ・危険物取扱所の全体概要図
 - ・危険物取扱所の全体平面図(タンク容量・油種を記載したもの)
 - ・危険物取扱所全体の立面図
 - ・危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図
- ⑤施設工事費用請求書と明細書(写)
- ⑥危険物取扱所の完成検査済証(写)
- ⑦工事施行前、施行中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)
- ⑧様式4「緊急時における軽油供給対応に係る誓約書」

[実績報告]

第7条 第6条による申請書(様式1)を提出した場合、以下の書類を当該年度の2月末日までに提出し、実績報告をする。

- ①実績報告書(様式3)
- ②施設整備に伴う以下の図面等(写)
 - ・危険物取扱所の全体概要図
 - ・危険物取扱所の全体平面図(タンク容量・油種を記載したもの)
 - ・危険物取扱所全体の立面図
 - ・危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図
- ③施設工事費用請求書と明細書(写)
- ④危険物取扱所の完成検査済証(写)
- ⑤工事施行前、施行中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)

[財産処分の禁止]

第8条 会員事業者は助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「財産処分」という）を禁止する。

[助成金の交付]

第9条 県ト協は、会員から提出された「実績報告書」を精査し、受領した月の翌月末日までに申請会員の指定する金融機関に、助成金を振り込み交付するものとする。

[助成金の返戻]

第10条 会員は次に定めるものに該当する場合は、返戻届出書（様式5）により助成金を返戻しなければならない。

- （1）提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合。
- （2）第8条に定める財産処分が1年以内に行われた時

[その他]

第11条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、経営改善委員会において協議するものとする。

[附則] 本要綱は、平成29年4月1日より実施